

さいたま市告示第598号

さいたま市水道局告示第28号

さいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負（以下「建設工事」という。）、設計、調査及び測量の業務の委託（以下「設計・調査・測量」という。）、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「土木施設維持管理」という。）、物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び不用品の買受等（以下「物品納入等」という。）及び建物管理等役務の提供に関する業務の委託（以下「業務委託」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法を定めた告示（令和4年8月5日さいたま市告示第1211号及びさいたま市水道局告示第133号）17の規定に基づき追加の資格審査を実施するので、次のとおり公示する。

令和6年3月28日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 資格審査申請の受付

(1) 受付期間

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

(ア) 新規：令和6年5月1日から令和6年5月17日まで

(イ) 追加：令和6年5月1日から令和6年5月24日まで

イ 物品納入等及び業務委託

令和6年5月1日から令和6年5月17日まで

(2) 受付方法

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

電子情報処理組織（埼玉県知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織のことをいう。）を使用した申請

イ 物品納入等及び業務委託

郵送による申請（持参不可）。令和6年5月17日消印有効

(3) 提出先

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県総務部入札審査課審査担当（工事）

イ 物品納入等及び業務委託

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

(4) その他

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

令和5・6年度建設工事請負等競争入札参加資格審査申請の手引第4回申請（新規・追加）用による。

イ 物品納入等及び業務委託

令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格審査申請の手引第3回追加申請用による。

2 競争入札参加資格の有効期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで